

## 日本スポーツ振興センターによる災害給付制度について

学校でけがをして病院を受診した場合、日本スポーツ振興センターより給付金を受け取ることができます。

### ①給付を受けられるのは？

学校管理下（登下校・校外学習・部活動を含む）でけがをして、

保険診療（健康保険がきく診療）を受けて、

治療にかかった医療費の自己負担分合計が1500円以上かかった場合。

### ②給付される金額は？

医療費総額の  $\boxed{\text{3割（自己負担分）}}$  +  $\boxed{\text{1割（センターからのお見舞金）}}$   
=  $\boxed{\text{4割分}}$  を受け取ることができます。

※例えば自己負担額が1500円かかった場合→2000円が給付されます。

### ③他の医療制度を使った場合は？

- 子ども医療証を使用した場合
  - ひとり親家庭医療助成制度を使用した場合
- ⇒申請は可能です！

ご家庭での支払いが発生していないので、「お見舞金」の1割のみが給付されます。

### 給付の対象とならない場合

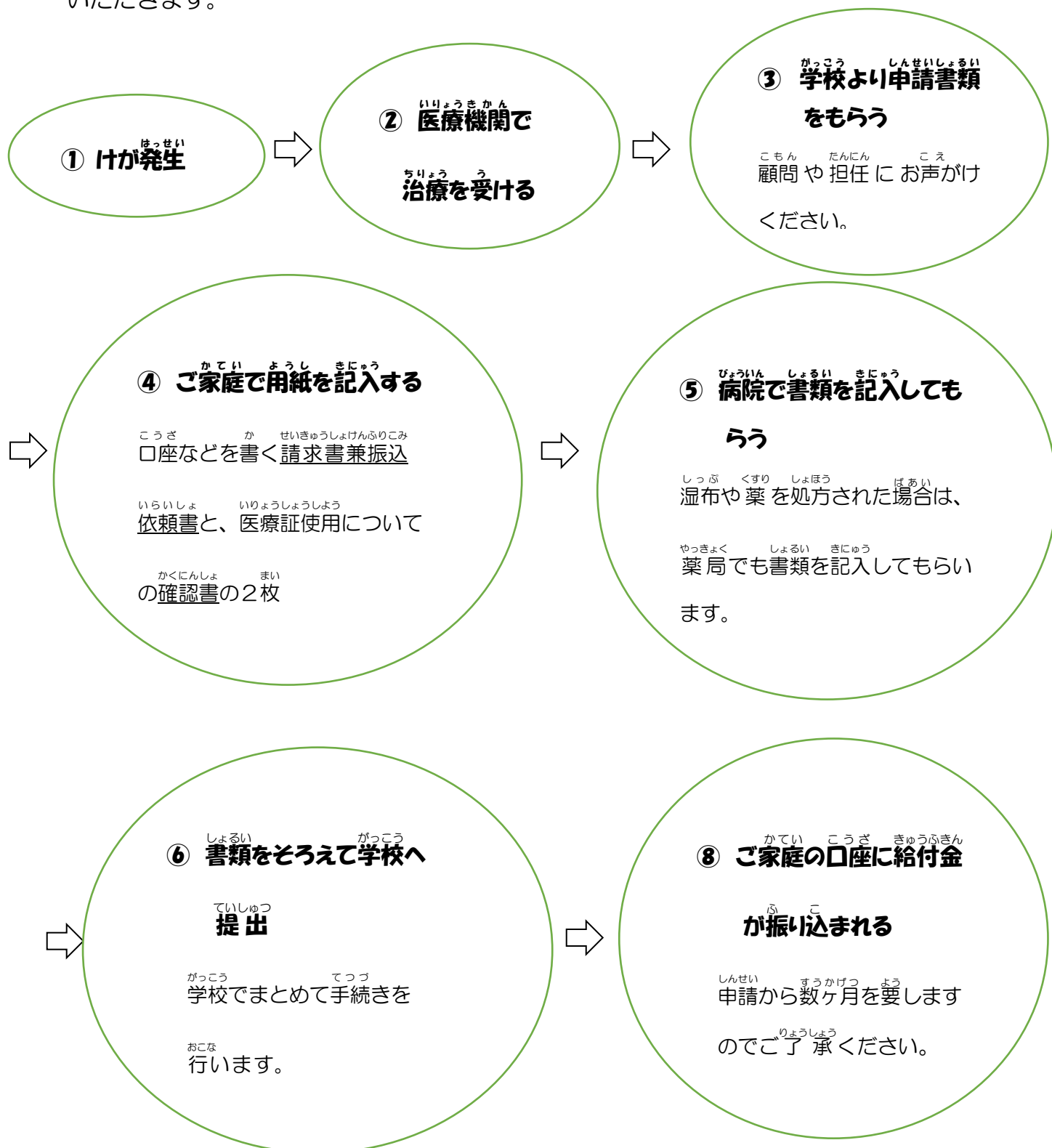
- 生活保護を受けているご家庭
- 交通事故など、加害者から損害賠償を受けられる場合
- 保険診療外の治療（歯の矯正、美容形成など）

給付請求の手続きは学校で行います。ご希望される際は書類をお渡ししますので、学校までお知らせください。

# 日本スポーツ振興センター災害共済給付金請求の手続きの流れ

やまとちゅうがっこう ほけんしつ  
大和中学校 保健室

請求の手続きは学校で行いますので、保護者の方には書類を記入・提出していただきます。



## 学校感染症による出席停止について

以下の病気は学校保健安全法に基づき、出席停止（欠席扱いにならない）となります。

治癒証明書や治癒届または保護者の申し出がなければ出席停止となりませんので、ご了承ください。

～以下の病気を診断されたときは、必ず学校へお知らせください～

☆医師が記入した【治癒証明書】が必要な感染症

| 感染症名            | 出席停止の期間                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 水痘（水ぼうそう）       | すべての発疹が痂皮化するまで                                |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱）     | 主要症状が消退したあと2日を経過するまで                          |
| 百日咳             | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで       |
| 麻疹（はしか）         | 解熱した後3日を経過するまで                                |
| 風疹（三日はしか）       | 発疹が消失するまで                                     |
| 結核、髄膜炎菌性髄膜炎     | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで             |
| 流行性角結膜炎（はやり目）   | 病状により感染のおそれがないと認められるまで                        |
| 急性出血性結膜炎（アポ口病）  | 病状により感染のおそれがないと認められるまで                        |

☆保護者が記入する【治癒届】が必要な感染症

| 感染症名               | 出席停止の期間                          |
|--------------------|----------------------------------|
| インフルエンザ            | 発症から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで        |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） | 病状により感染のおそれがないと認められるまで           |
| 新型コロナウイルス感染症       | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が経過した後1日を経過するまで |

※出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、その限りではありません。

## 治ゆ証明書・治ゆ届について

### 【治ゆ証明書 みほん】

- ・医師による記入
- ・学校からお渡します。
- ・文書料として700円（税別）が、市費から病院へ支払われます。

### 【治ゆ届 みほん】

- ・ご家庭で記入
- ・以下は感染症治ゆ届
- ・学校からもお渡しますが、学校のウェブページよりダウンロードもできます。
- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の時に記入をお願いします。

(学校提出用) No. \_\_\_\_\_

### 治 ゆ 証 明 書

学 校 名 大和市立 \_\_\_\_\_ 小 ・ 中 学 校  
児童生徒氏名 \_\_\_\_\_ ( 年 組 )

病 名 1 水痘 2 流行性耳下腺炎 3 風疹 4 麻疹  
5 百日咳 6 咽頭結膜熱 7 結核 8 流行性角結膜炎  
9 急性出血性結膜炎 10 その他 ( )

発病年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
治ゆ年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の疾病は治ゆしましたので登校してもさしつかえありません。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(証明者) 医療機関所在地 \_\_\_\_\_  
医 療 機 関 名 \_\_\_\_\_  
医 師 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※この証明書は大和市立小中学校児童・生徒以外は使用できません。また、3枚複写となっておりますので、記入の際に切り離さないでください。  
※本市において、治ゆ証明書が必要な病名は、学校保健法施行規則第19条に規定される学校伝染病のうち上記のとおりです。(インフルエンザ及び腸管出血性大腸菌感染症は、治ゆ証明書は不要です。)  
※手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹及び伝染性軟属腫は、その他の伝染病として扱う疾病ではありませんが、流行・蔓延またはその恐れがある場合には、学校長は学校医及び関係機関と協議するものとします。  
【問い合わせ先】 〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号  
大和市教育委員会学校保健主管課 電話(代表) 046-263-1111

大和市立大和中学校長

### 感 染 症 治 ゆ 届

この治ゆ届は、保護者が記入してください。医療機関の証明は必要ありません。

児童生徒名 ( 年 組 ) \_\_\_\_\_

感染症名 該当するものに○または、記入をしてください。  
1、インフルエンザ ( A ・ B ・ 不明 )  
2、新型コロナウイルス感染症  
3、その他 ( )

症 状 該当するものに○または、記入をしてください。  
1、発熱 ( \_\_\_\_\_ °C ) 2、頭痛 3、倦怠感  
4、咳 5、咽頭痛 6、下痢 7、腹痛  
8、嘔吐 9、その他 ( )

休んだ期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで 日間 (\*1)

医療機関名 \_\_\_\_\_ (\*2)  
保護者名 \_\_\_\_\_

かいふく とうこう さい がっこう ていしつ  
回復して登校した際に、学校へ提出してください。

## 出席停止とならない感染症について

大和市では、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、带状疱疹（ただし、発疹部分は被覆すること）は、病欠として欠席扱いになります。出席停止にはなりませんのでご了承ください。

## 就学援助を受けられているご家庭へ

### 1、医療費補助について

以下の疾病については、医療券の交付を教育委員会へ申請することにより、無料で治療を受けることができます。

対象となる疾病

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ・むし歯（乳歯の治療は抜歯によるもの） | ・中耳炎            |
| ・トラコーマおよび結膜炎        | ・慢性副鼻腔炎およびアデノイド |
| ・白癬、疥癬・膿疱疹          | ・寄生虫病           |

○医療券には有効期限があります。治療が長期に渡って続いているときは、医療券の再申請が必要となりますのでご注意ください。

### 2、めがね購入補助について

以下のいずれかに該当する場合、めがねの購入費について補助が受けられます

- ① 矯正または裸眼で、片方でも視力が0.6以下（C以下）である（保健室の視力検査結果必要）
- ② めがねが破損し、修理不能であるためにめがねの再購入を必要としている※学校管理下のみ対象。
- ③ めがねを紛失して、再購入したい（学校管理下の紛失のみ対象）
- ④ 遠視でめがねを必要としている（保健室に相談し、書類を作成）

令和8年度からの眼鏡購入補助について①小学校1年～3年②小学校4年～6年③中学校1年～3年の区分ごとに1回となります。

○補助の申請を行う場合

学校で渡された「視力の結果のお知らせ」と印鑑をお持ちのうえ、大和市役所2階・保健給食課へ行かれてください。めがねを破損した場合は、そのめがねもお持ちください。）

※就学援助の認定が4月から6月下旬以降のため、就学援助が認定されるまでの間は医療費およびめがね購入費が償還払いになります。

（事前に市役所へ医療券等を申請・受領し、自己負担分を保護者が立替払いをして、認定後に保護者の請求に基づき保健給食課から立て替え分が支払われます。

※就学援助関係につきましては、大和市のホームページに記載があります。